

亶理町地域防災計画 風水害対策編(素案) 主な修正のポイント

平成25年10月

亶理町

主な修正項目

国の防災基本計画、宮城県地域防災計画との整合を図りつつ、町意見交換会での意見や庁内各課・防災関係機関の意見を反映し、亘理町地域防災計画 風水害対策編の修正を実施した。

主な修正項目は以下のとおり。

1. 地域防災力の向上
2. 「特別警報」等の反映
3. 庁内体制の強化
4. 避難所の運営・管理
5. 炊き出し
6. 広域災害への対応
7. 災害時要援護者への対応
8. 複合災害の考慮
9. 円滑な復旧・復興

1. 地域防災力の向上

- 自助・共助・公助の役割の明確化
- 協働により地域を守る社会の構築

- ・自らの身の安全は自ら守る(自助)
 - ・自分たちのまちは自分たちで守る(共助)
 - ・町や国・県・防災関係機関等が町民等を災害から守る(公助)
- の区分・役割を明確にした。

■該当箇所

- ・風水害対策編 第1章 第2節 各機関の役割と業務大綱 (P1-3)
- ・風水害対策編 第2章 第5節 防災知識の普及 (P2-14)
- ・風水害対策編 第2章 第6節 防災訓練の実施 (P2-22)
- ・風水害対策編 第2章 第7節 自主防災組織の育成 (P2-27)

2. 「特別警報」等の反映

- 気象庁では、大規模災害の発生が切迫していることを伝えるため、「特別警報」を創設し、平成25年8月30日から運用を開始。
- 気象情報(竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報)の発表に関する記載を追加

■該当箇所

・風水害対策編 第3章 第1節 防災気象情報の伝達 (P3-1)

→特別警報及び竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報に関する記載を追加

3. 庁内体制の強化

○具体的かつ実践的なマニュアル、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、配備体制の明確化など庁内体制の強化を図る。

■該当箇所

- ・風水害対策編 第2章 第10節 情報通信網の整備（P2-40）
→多様な災害関連情報等の収集体制の整備他について記載
- ・風水害対策編 第2章 第11節 職員の配備体制（P2-44）
→人材確保対策、マニュアルの作成他について記載
- ・風水害対策編 第2章 第16節 避難対策（P2-61）
→避難誘導體制の整備、避難計画の作成等について記載
- ・風水害対策編 第3章 第5節 防災活動体制（P3-23）
→災害時の配備体制の基準の見直しについて記載

4. 避難所の運営・管理

○災害後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなるため、住民主体で避難所を運営・管理する。

■該当箇所

・風水害対策編 第2章 第17節 避難収容対策（P2-69）

→住民が主体となった避難所の運営管理について記載

5. 炊き出し

○避難者への炊き出しと、長期的な避難生活に対する対策の拡充

■該当箇所

- ・風水害対策編 第3章 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動（P3-76）
→管理栄養士の配置他について記載

6. 広域災害への対応

- 広域的な大規模災害発生に備え、近隣市町のみならず、県外の自治体や民間団体、企業と応援協定締結を図る。
- 広域的な大規模災害発生に備え、町外被災地への支援や町外被災者の受入れを行う体制の整備を図る。

■該当箇所

- ・風水害対策編 第2章 第13節 相互応援体制の整備（P2-50）
→相互応援体制、市町村間の応援協定他について記載
- ・風水害対策編 第2章 第8節 ボランティアの受入れ（P2-32）
→ボランティアの受入れ体制他について記載

7. 災害時要援護者への対応

- 庁内体制の強化に基づき、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図る
- 災害時要援護者の避難対策の充実・強化を図るとともに、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等に配慮する。

■該当箇所

- ・風水害対策編 第2章 第16節 避難対策（P2-61）
→災害時要援護者の支援体制、在宅者・外国人等への対応について記載
- ・風水害対策編 第2章 第17節 避難収容対策（P2-69）
→避難が長期化した場合の対策について記載
- ・風水害対策編 第2章 第19節 災害時要援護者・外国人対応（P2-77）
→高齢者、外国人、妊産婦、アレルギー症患者等に対する対応について記載

8. 複合災害の考慮

○一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を行う。

■該当箇所

・風水害対策編 第2章 第20節 複合災害対策（P2-82）

→複合災害の応急対策への備え、防災活動等について記載

9. 円滑な復旧・復興

○被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを行う。

■該当箇所

- ・風水害対策編 第4章 第5節 都市基盤の復興対策（P4-18）
→防災まちづくり(避難路、防災公園等の整備)について記載
- ・風水害対策編 第4章 第8節 災害対応の検証（P4-27）
→災害対応の検証実施について、体制・方法等について記載